

[別紙1]

# 鳥取県ワーケーション型企業研修プログラム造成事業費補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出（事業開始の原則20日前まで）

※交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了し、プログラム開発とPRツール製作が完了した日

## 5. 実績報告書提出 （完了・廃止等から20日以内と当該年度の4月20日のいずれか早い日）

※実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

※提出いただいた実績報告書を審査し、額の確定を行います。

**資料提出・問い合わせ先** 交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話：0857-26-7648 ファクシミリ：0857-26-8196  
電子メール：jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp